

下里総合運動場夜間照明設備設置事業 要求水準書

令和6年3月

河内長野市

1. 本事業に関する基本事項

(1) 本書の位置付け

本要求水準書（以下「本書」という。）は、河内長野市（以下「本市」という。）が、下里総合運動場夜間照明設備設置事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するにあたって公表する募集要項と一体のものである。

また、本事業に関しての前提条件や事業者に要求する本施設の整備業務の水準を規定するものであり、プロポーザルに参加する者の提案に具体的な指針を与えるものである。要求基準として具体的な特記仕様が規定されていない内容については、積極的に創意工夫を発揮した提案を行うものとする。

(2) 施設の概要

- ① 施設の名称 河内長野市立下里総合運動場
- ② 所在地 河内長野市下里町892-3
- ③ 敷地面積 全体面積 22,038㎡
内、照明の対象とする運動場 約9,500㎡
- ④ 受変電設備 隣接の下里運動公園敷地内に1式
- ⑤ 施設詳細 添付図面参照

(3) 本事業の対象業務

本事業は、下里総合運動場の夜間照明設置に関する、設計、建設、工事監理等を行うものである。

(4) 適用基準等

本事業を実施するに当たっては、各種関連法令及び次に掲げる適用図書を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本事業の要求水準に照らし準拠すること。ただし、同等の水準・機能を有すると本市が認めたものは、この限りでない。

① 適用図書（各仕様書等最新版とする。）

- (ア) 公共建築設計業務委託共通仕様書
- (イ) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編）
- (ウ) 建築工事監理業務委託共通仕様書
- (エ) 公共建築工事積算基準
- (オ) その他関連する適用図書

② 各種基準・指針等

- (ア) JIS Z 9127：2020（スポーツ照明基準）
- (イ) 光害対策ガイドライン
- (ウ) 建築基礎構造設計指針
- (エ) その他関連する基準・指針等

(5) 要求水準の変更

① 要求水準の変更理由

本市は、事業期間中に、次の理由により要求水準を見直し、その変更を行うことができるものとする。

(ア) 法令等の改正により、業務内容が著しく変更されたとき。

(イ) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されたとき。

(ウ) 本市の事由により、業務内容の変更が必要なとき。

(エ) その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

② 要求水準の変更手続

本市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、事業者へ支払う対価を含め、契約書の変更が必要となる場合は、本市及び事業者と協議の上、必要な手続を行う。

2. 本事業に関する基本要件

(1) 事業実施体制

本事業の特性や専門性に対応した事業実施体制を構築すること。

(2) 適切な工程・計画

① 設計・施工一括方式のメリットを生かした工期短縮に努め、本施設の工事完了日である令和6年9月30日に遅れが生じないようにすること。

② 本施設は当該工事期間中も使用されるため、施設の運営に影響を与えないよう工程を調整すること。

③ 現在、本市が検討している事業スケジュールは、以下のとおりである。事業者は、事業全体のスケジュールに整合させ、各業務の工程を調整すること。

(ア) 設計業務 令和6年5月上旬から

(イ) 施工業務 令和6年5月中旬から令和6年9月30日まで

(ウ) 竣工図書の提出等 工事完了後から令和6年10月31日まで

(3) 円滑な競技運営に対する配慮

① 本施設は、サッカー競技を主な用途とし、JIS規格など各用途の照明に関する各種基準にも配慮するなど、円滑な競技運営を支える照明整備に努めること。

② 従来から開催されてきた各種イベント等の運営に支障をきたさないよう配慮すること。

(4) ランニングコスト削減に対する創意工夫

本要求水準を遵守しつつ、ランニングコスト削減のため創意工夫をすること。

(5) 保守管理に対する配慮

① 日常的な利用はもちろん、故障時や経年劣化による修繕の対応など、保守管理体制・費用に対するきめ細かな配慮をすること。

- ② 使用機器は、耐久性、メンテナンス性に対して十分配慮すること。
- (6) 環境に対する配慮
 - ① 地球環境はもとより、本市の気候風土などに十分に配慮した計画とすること。
 - ② 敷地外に対する漏れ光の影響について、きめ細かく検討し、可能な限り低減するよう努めること。

3. 照明設備に係る要求水準

- (1) 一般事項
 - ① 高効率機器の採用及び省エネルギー手法の採用により、エネルギーの節約を図ること。
 - ② 機器の操作性、保守点検及び更新等保全業務の容易な設備計画とすること。
 - ③ 機器の不具合発生時は、迅速に不具合を是正できるよう配慮すること。
 - ④ 事業スケジュールに支障がないよう必要な各種許認可、届出等の手続を実施すること。また、本市が必要とする場合は、各種許認可等の写しを提出すること。
- (2) 照明設備に関する事項
 - ① 総合運動公園の光環境は、サッカーの使用を想定し、J I S Z 9 1 2 7 : 2 0 2 0 運動競技区分Ⅲの要件を満たすこと。
 - ② 使用する照明器具は、以下の要件を満たすこと。
 - (ア) 光源寿命（光束維持率85%）は、40,000時間以上とすること。
 - (イ) -20℃～+40℃の温度範囲において、問題なく動作すること。
 - ③ 周辺地域に漏れ光が生じないよう対策を講じること。特に、農作物への影響については、光害対策ガイドラインに基づき適切に対応すること。
 - ④ 器具等の落下防災対策として、落下防止ワイヤー等を施すこと。
 - ⑤ 十分な耐候性・耐食性・耐風性を確保すること。
- (3) 電気設備に関する事項
 - ① 提案する設備の容量に応じて、必要となる受変電設備、幹線設備、配電線路等の改修又は増設を行うこと。
 - ② 設備周辺には、入り口の施錠が可能な保護柵等を設置するなど、関係者以外が容易に立ち入ることができないための対策を講じること。また、必要に応じて、仮設設備にも対策を講じること。
 - ③ 防球ネットの外周においては、定期的に除草作業を実施することから、配線等について配慮すること。

4. 実施設計業務に関する事項

- (1) 業務範囲
 - 事業者は、本書、事業提案書等に基づき、本施設を整備するため必要な設計を行う

こと。

(2) 業務期間

事業全体のスケジュールに整合させ事業者が計画すること。

(3) 留意事項

設計は、以下の点に留意して行うこと。

- ① 本市と十分に協議すること。
- ② 実施設計期間中に、本市へ中間報告を行ったのち最終案を作成すること。

(4) 提出書類

① 設計図書

(ア) 共通

設計書、仕様書、図面リスト、配置図

(イ) 電気設備設計図書

配管配線図、構造図、構造計算書、その他必要な図面等

② その他本市が求める資料

5. 施工管理業務に関する事項

(1) 業務範囲

事業者は、本書、契約書、設計図書、提案書等に基づき、本施設の照明設備の設置及び工事監理業務を行う。

(2) 業務期間

事業全体のスケジュールに整合させ事業者が計画すること。

(3) 着工前の業務

① 各種申請業務

事業者は、本施設の施工業務に必要となる各種許認可、届出等の手続を、事業スケジュールに支障がないよう適切に実施すること。また、本市が必要とする場合は、各種許認可等の写しを提出すること。

② 近隣調査及び準備調査等

(ア) 着工に先立ち、工事に関して本市が必要に応じて説明会等を行う場合は、これに同席すること。

(イ) 本事業の工事が周辺地域の生活環境に与える騒音、振動等の諸影響について、あらかじめ調査、検討し、合理的に要求される範囲の対策を施すこと。

(ウ) 工事に関する近隣からの苦情等については、事業者の責任において適切に対応し、処理を行うこと。

③ 着工時の提出書類

事業者は、工事着手前に、工事全体工程表等を作成し、本市に提出し承諾を得ること。

(4) 施工期間中の業務

- ① 事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び提案書に従って本施設の工事を実施すること。
- ② 事業者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。
- ③ 事業者は、設計及び工事の進捗状況等を本市に定期的に報告するほか、本市から要請があれば、施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ④ 本市は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、事業者はこれに協力すること。
- ⑤ 工事を円滑に推進できるように、必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- ⑥ 工事により発生した廃棄物等については、法令等を遵守し、適切に処理、処分すること。
- ⑦ 隣接する物件や、道路、公共施設等に損害を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- ⑧ 工事中は、周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者の責任において、工程に支障をきたさないよう適切に対応し、処理すること。
- ⑨ 工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう万全の対策を施すこと
- ⑩ 電源ケーブル、通信ケーブル、上・下水道管、ガス管等の既存インフラと干渉する場合又はその切り回しなど改修を行う場合は、本市に事前に協議を行うこと。

(5) 竣工後の業務

- ① 事業者による竣工検査
 - (ア) 事業者は、自らの責任において竣工検査及び設備等の試運転を実施すること。
 - (イ) 本市は、必要に応じて、事業者が実施する竣工検査及び設備等の試運転に立会うものとする。
 - (ウ) 事業者は、本市に対して竣工検査及び設備等の試運転の結果を報告すること。
- ② 本市による工事完成検査

本市は、事業者による竣工検査及び設備等の試運転並びに前項の検査終了後、当該設備について、事業者の立会いの下で、工事完成検査を実施する。なお、事業者は、設備等の取扱いに関する本市への説明を、前項の試運転とは別に実施すること。
- ③ 竣工図書の提出

事業者は、本市による工事完成検査に必要な工事写真及び竣工図面等、工事に関係する図書を本市に提出すること。なお、提出する竣工図書については、本市公共工事における竣工図書に準じるものとし、本市と協議のうえ決定することとする。

(6) 保険

事業者は、自らの負担により、必要と考えられる保険に加入するものとする。

6. その他

- (1) 工事期間中は、定例打合せを実施すること。
- (2) 必要に応じて、関係諸機関と十分に協議すること。
- (3) 本書に定める事項について疑義が生じた場合又は本書に定めのない事項については、本市及び事業者の協議によるものとする。